

栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県（以下「県」という。）が発注する栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

（１）業務名

栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務

（２）業務内容

別紙「栃木県武道ツーリズム推進ワークショップ業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり

（３）契約期間

契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 13 日

（４）委託料上限額

1,033,340 円（消費税及び地方消費税含む）

（５）担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20（栃木県庁 7 階）

栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画担当スポーツコミッションチーム
（担当：杉本）

TEL：028-623-3604 FAX：028-623-3411

E-mail：sports-commission@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：平日の 9 時から 17 時まで（正午から 13 時を除く。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- （２）競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は企画提案書の提出期限までに資格を取得する見込みであること。
- （３）公募開始日から契約を締結しようとする日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号に規定する暴力団等に該当しない者であること。

- (6) 国又は地方公共団体が発注した類似業務の受注実績若しくは国又は地方公共団体の公募事業の採択・実施の実績等がある者であること。
- (7) 国税及び地方税に未納がない者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 7 (2025) 年 5 月 15 日 (木)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 7 (2025) 年 5 月 21 日 (水) 17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 7 (2025) 年 5 月 22 日 (木) (予定)
エ 参加表明書の提出期限	令和 7 (2025) 年 5 月 26 日 (月) 17 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 7 (2025) 年 6 月 5 日 (木) 17 時必着
カ プロポーザル審査 (書面) 実施	令和 7 (2025) 年 6 月 12 日 (木)
キ 審査結果の通知・公表	令和 7 (2025) 年 6 月 13 日 (金) (予定)

(2) 実施要領等の配付

- ア 配布期間：令和 7 (2025) 年 5 月 15 日～令和 7 (2025) 年 6 月 5 日
- イ 配布場所：栃木県ホームページ (お役立ちインフォメーション-入札・公売) からダウンロード。
- ※URL (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

本プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書 (別記様式 1) により提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和 7 (2025) 年 5 月 21 日 (水) 17 時必着
- イ 質疑方法：電子メール又は FAX により、「2 (5) 担当所属及び問い合わせ先」に提出すること。
- ウ 回答期日：令和 7 (2025) 年 5 月 22 日 (木) (予定)
- エ 回答方法：県ホームページ「4 (2) イの URL」に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者 (以下、「参加者」という。) は、参加表明書 (別記様式 2) を提出すること。

- ア 提出期限：令和 7 (2025) 年 5 月 26 日 (月) 17 時必着
- ※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法：電子メールに添付、FAX、郵送 (書留郵便に限る。)、又は持参 (平日の 9 時～17 時) により、「2 (5) 担当所属及び問い合わせ先」に提出すること。
- ※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
- ※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 (2025) 年 6 月 5 日 (木) 17 時まで
に辞退届 (様式任意) を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～キに基づいて企画提案書を作成、提出すること。

なお、委託料上限額及び契約期間の範囲内で、本要領及び仕様書よりも優れた方法を提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。その場合、変更点を企画提案書に明記すること。

ア 提案書の規格

企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

イ 提出様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（仕様書記載の業務について具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）

① 栃木県武道ツーリズム推進セミナー等への出席及び開催支援業務

② 武道ツーリズム受入態勢整備ワークショップ開催業務

- ・ワークショップの内容（コンテンツシート例、ワークシート記載事項等）
- ・フォローアップの方法

③ 『栃木県武道ツーリズム受入態勢整備補助金』の補助事業者報告会対応業務

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 国又は地方公共団体等における類似事業の業務実績

(オ) 見積額（概算及び内訳）

ウ 企画提案書は、1者1提案とする。

エ 提出期限

令和7(2025)年6月5日（木）17時必着 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

オ 提出方法

県の指定する大容量メール送受信サービスで送付、FAX、郵送（書留郵便に限る。）、又は持参（平日の9時～17時）により、「2（5）担当所属及び問い合わせ先」に提出すること。

※持参以外の方法による場合は、送付後電話連絡をすること。

カ 提出部数

県の指定する大容量メール送受信サービスの場合は2部（正本1部、副本1部）

※その他紙媒体による場合は6部（正本1部、副本5部）

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。また、参加者名が類推できないように作成すること。

キ 見積書

栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由を問わず返却しない。

ウ 提出書類は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

ケ 提出書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果として生じた責任は、参加者が負う。

5 審査方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり

（2）審査方法

企画提案書、見積書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

（3）契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、（2）による評価の総合点合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、選定委員会で再審議の上、契約候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず評価の総合点合計が250点未満の場合は契約候補者として選定しない。

（4）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知、公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

（２）（１）以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が２者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

（１）契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではないことに留意すること。

また、契約成立後、業務の進行に伴い、仕様書における作成方法より優れた作成方法が発見された場合には、契約当事者間での合意に基づき、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。

（２）契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

（３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

（４）契約の締結に必要な経費は、全て候補者の負担とする。

8 業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括再委託の禁止

本業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、栃木県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

（２）個人情報の保護

受託者は、別添「個人情報事務取扱特記事項」を遵守すること。

（３）守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

9 その他

書類等に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨（円）、日本標準時及び計量法

に定める単位とする。ただし、海外経費等で必要な場合は併記すること。